

No	質問	回答
1	映像コンテンツ（VRコンテンツ及びコンセプトムービー）の使用期間について特に制限なく永年使用と考えておくべきでしょうか？	特に使用期間の制限は設けていません。ただし、空飛ぶクルマ商用運航の実現を目指す2025年大阪・関西万博開催までの間は、使用することを想定しています。なお、永年使用し得るコンテンツ制作の企画提案を妨げるものではありません。
2	機体のモデリングデータ（CADデータ）のご提供の有無についてご教示ください。また、ご提供無しの場合は、オリジナルの機体をCGにて製作して問題ないでしょうか？	大阪府から提供できるデータはありません。受託事業者において、国内外の機体メーカーと協議のうえ、データを提供してもらってください。 なお、受託事業者において、国内外の機体メーカーと直接協議することが難しい場合、「空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル」参画事業者に対し、大阪府から協力要請することは可能です。（ただし、データ提供を約束するものではありません。） また、機体のCADデータ等を入手できない場合に、オリジナルの機体デザインをCGで制作することは問題ありません。（実際に開発されている機体デザインを参考に、リアリティのある機体デザインを制作してください。） なお、企画提案書には、使用する機体データの入手方法、使用許諾（予定等）の有無について、記載してください。
3	離着陸場について、指定の場所は特に設定なく、こちらで仮の設定もしくは、イメージをCGなどにて製作して問題ないでしょうか？	指定の場所はありません。提案の時点では、提案事業者にて仮の設定をしていただいで結構です。また、イメージをCGで制作することは問題ありません。 なお、実際に制作する際には、場所やイメージなど、大阪府と十分協議を行い、業務を遂行してください。
4	応募手続きについて、書類についてCD-Rでも提出するようになっていますが、この場合社名有版のみで問題ございませんか？	電子媒体で提出いただく応募書類には副本も含まれます。副本に提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報に記載されている場合は、当該箇所を黒塗りしてください。
5	応募様式2について、4はアピールポイントと(1),(2)の記載項目がございますが、アピールポイントまでは必ず記載して、(1),(2)は別のフォーマットを使用してもよいということでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	コンテンツの使用は何年程度を見込めばよろしいでしょうか？権利処理を検討するために教えてください。	特に使用期間の制限は設けていません。ただし、空飛ぶクルマ商用運航の実現を目指す2025年大阪・関西万博開催までの間は、使用することを想定しています。